

一般競争入札公告

沖縄県立中部病院が委託する業務について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和7年9月3日

沖縄県立中部病院長 天願 俊穂

1 一般競争入札に付する事項

(1) 業務名称

一般廃棄物の収集・運搬業務委託

(2) 業務概要

沖縄県立中部病院内で発生する一般廃棄物(可燃・不燃等)の収集および運搬業務を委託する。

(3) 履行場所

沖縄県立中部病院(沖縄県うるま市字宮里 281 番地)

(4) 履行期間

令和7年 10 月 1 日から令和9年 9 月 30 日まで

(5) 業務の詳細

別紙契約書案、仕様書のとおり

2 入札参加資格等

本件に係る入札に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

ア 沖縄本島内に本社、支社、支店、営業所等を有していること。

イ 委託業務に関し、仕様書に示す各項目を満たすことが出来る者であること。

ウ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可をうるま市長から受けた者であること。
許可の有効期限が、入札日以降の有効期限があるものに限る。

エ 本公告日から過去2箇年の間に、国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)、沖縄県もしくは他の地方公共団体または医療法第1条に規定する病院又は診療所と、一般廃棄物又はカルテ等個人情報書類の収集・運搬業務を継続して6ヶ月間以上受託した実績があること。

3 入札に参加することができない者

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していない者は、本件に係る入札に参加することができない。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請期日から入札日までの間において、沖縄県の指名停止、または指名除外の措置を受けた者。

(3) 会社更生法に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者。

(4) 民事再生法に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者。

(5) 次の各号に該当する者

ア 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその会計者、その他反社会勢力(以下、「暴力団等反社会勢力」という。)

イ 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体。

ウ 法人でその役員のうちに暴力団等反社会勢力に属する者がいること。

4 申請書等の提出および入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を申請期間内に次の場所に提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書および資格確認資料を提出しないもの、ならびに競争参加資格がないと判断された者は、本入札に参加することができない。

(1) 提出する書類

ア 一般競争入札参加申請書(第1号様式)

イ 7(1)または(2)に規定する書類(第2号様式 ※入札保証金の免除を希望する場合)

ウ 業務受託実績(第3号様式)

エ うるま市による一般廃棄物収集・運搬許可証の写し(有効期間中に限る)

(2) 申請書等の提出期限

令和7年9月3日(水)から令和7年9月17日(水)までの午前9時から午後5時の間

(土日祝祭日を除く)

(3) 申請書等の提出場所

〒904-2293 沖縄県うるま市字宮里281番地

沖縄県立中部病院 設備・調達課

(4) 申請書等の提出方法

持参もしくは郵送(書留もしくは特定記録郵便による)で提出すること。郵送の場合は申請期限内に到着するよう送付すること。FAX および電子メールによる提出は受け付けない。なお、提出された書類は返却しない。

(5) 入札参加資格の確認結果通知

資格審査結果は、直接又は郵便により通知する。

(6) 資格の有効期間

この公告に基づき資格を取得してから契約締結日までとする。

(7) 資格審査事項の変更

入札参加の資格を有する者は、当該資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞無く資格審査申請事項変更届出を提出しなければならない。

ア 商号または名称

イ 住所または所在地および電話番号

ウ 氏名(法人にあたっては、代表者の氏名)

エ 氏名印鑑

オ 法人にあつては資本金

(8)資格の取り消し等

ア 入札参加の資格を有する者が3に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、
またはその事実があった後、沖縄県が定める期間は競争入札に参加させない。

イ 入札参加資格を取り消したときは、当該者にその旨を通知する。

6 入札執行の場所および日時

(1) 入札会場 沖縄県うるま市字宮里281番地 沖縄県立中部病院 2 階第3会議室

(2) 入札日時 令和7年9月 25 日(木)午前 10 時 00 分

7 入札および契約の手続きにおいて使用する言語ならびに通貨

日本語および日本国通貨

8 入札保証金

入札に参加しようとする者は、沖縄県病院事業局財務規程(平成 18 年3月 31 日病院事業局管理規程第 19 号)第 132 条の規定により、見積もる契約金額の 100 分の 5 以上の入札保証金またはこれに代わる担保を納付または提供すること。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部または一部の納付を免除することができる。

(1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合

(2) 国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち 過去2か年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

9 入札方法

入札金については、仕様書に定める一切の費用を含めた額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするものである。入札者は消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

10 入札に関する注意事項

(1) 入札者は、自己の印鑑を必ず持参すること。

(2) 入札書、委任状には業務名および業務を実施する場所をこの公告の記載に従い記入すること。

- (3) 代理人が行う委任状の提出がない場合は、入札に参加することができない。なお、委任状は代理人の印鑑では訂正できない。

11 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。なお、無効入札をした者は、再度の入札に加わることができない。

- (1) 入札参加資格のない者が行った入札
- (2) 入札者に求められる事項を履行しなかった者が行った入札
- (3) 同一人物が同一事項について行った 2 通以上の入札
- (4) 2 人以上のものから委任を受けた者が行った入札
- (5) 委任状を持参しない代理人が行った入札
- (6) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (7) 入札書の表記金額、氏名、印章または重要な文字が誤脱し、または不明な入札
- (8) 入札条件に違反した入札
- (9) 談合その他不正の行為があった入札
- (10) 入札保証金が所定の金額に達しない者の行った入札

12 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札書を提出した者のうち、予定価格以内の最低価格の入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者またはくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 開札をした場合において落札者がいない場合は、再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は直ちにその場で行うものとする。なお、再度の入札は 3 回(1 度目の入札を含む)までとする。
- (4) 再度の入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第 167 条の2第 1 項第 8 号の規定に基づき、随意契約が出来るものとする。

13 入札に関する質問

質疑については、質問書(第 7 号様式)に質問事項を記載の上、以下のとおり提出する。質疑事項が無ければ提出は不要とする。

(1) 提出期間

令和7年9月3日(水)から令和7年9月 12 日(金)までの午前 9 時から午後 5 時の間
(土日祝祭日を除く)

(2) 提出場所

〒904-2293 沖縄県うるま市字宮里281番地

沖縄県立中部病院 設備・調達課

電話 098-973-4111 FAX 098-973-4112

(3) 質問書の提出方法

持参または FAX による。提出期間を過ぎたものは受け付けない。なお、提出された書類は返却しない。

(4) 回答方法

電話又は FAX により回答する。

14 契約条項を示す場所

沖縄県立中部病院 設備・調達

〒904-2293 沖縄県うるま市字 281 番地

Tel 098-973-4111

15 その他

(1) 当該契約は、地方自治法施行令第 167 条の 17 の規定並びに沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例による長期継続契約であるため、当該契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算について減額又は削除があった場合は、当該契約を変更し、又は解除するものとする。この場合、受託者は当院に対し、損害の賠償を請求することができない。

(2) その他詳細は、入札説明書、仕様書による。